

秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第46号

秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秋田市沿道区域の指定に関する基準等を定める条例（令和 8 年秋田市条例第 43 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出対象区域等に係る平面図の縮尺および縦覧場所)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める縮尺は 1,000 分の 1 とし、同項の規則で定める場所は建設部建設総務課とする。

(届出対象区域内における行為等の届出書等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項（条例第 9 条において準用する場合を含む。）の規則で定める届出書は、工作物設置（変更）届出書とする。

2 条例第 6 条第 2 項（条例第 9 条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 届出対象区域の区域内における工作物の位置を表示する平面図

(2) 届出対象区域の区域内における工作物の設計図

3 前項第 1 号の平面図には、工作物から届出対象区域に接続する道路の路端までの最短距離を明記しなければならない。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。